

戦略企画雇用経済常任委員会

所管事項説明

当日配布資料

三重県中小・小規模企業振興条例【最終素案】にかかる
主なご意見と最終案への対応状況

平成 26 年 1 月 17 日

雇用経済部

1 前文

(前文)
 三重県の中小企業は、本県経済を牽引し、地域社会の形成や維持に寄与している重要な存在である。また、県北部では製造業が集積し、県南部では地域資源を活用した産業や観光業が盛んであるなど、三重県には多様な中小企業が数多く存在し、地域の雇用を支えている。
 三重県が持つ世界に誇るべき歴史、文化、風土の中で育かれてきたものは、伝統や技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神である。
 昨今、世界においては、国際的な競争及び海外市場の変化が激しさを増しており、特に、本県経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため、今後、世界経済の構造変化への対応が一層求められる。また、国内においては、人口減少社会が到来し、今後、事業の拡大だけでなく、少子高齢化や地域の過疎化など人口減少社会における新たな社会的課題の解決への対応が一層求められる。
 今まさに、三重県の中小企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、三重県に根付く時代の変化に対応する精神を以って、その機動性や地域性を発揮し、果敢に変化に対応していくことが必要である。
 県は、中小企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業の新たな価値の創造や挑戦を促進するため、中小企業の中でも特に小規模企業に配慮しつつ、人材育成、資金供給の円滑化、創業・事業承継の促進、海外展開など中小企業の特性に応じた支援を行うことで、中小企業の意欲を引き出す必要がある。また、中小企業の振興にあたっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく。
 三重県の中小企業の振興を通じて、三重県の中小企業がその特色をいかしながら時代の変化に対応していくことは、県内経済の発展や県民生活の向上のみならず、日本全体を牽引していくことにつながる。このことを県民全体で共有し、中小企業の振興を県政の重要課題として位置付け、この条例を制定する。

↓※下線部分は、最終素案から修正した箇所

(前文)
 本県の中小企業・小規模企業は、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在である。また、県の北部では製造業が集積し、県の南部では地域資源を活用した産業及び観光業が盛んであるなど、本県には多様な中小企業・小規模企業が数多く存在し、地域の雇用を支えている。
 本県が有する世界に誇るべき歴史、文化、風土の中で育かれてきたものは、伝統及び技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神である。
 昨今、世界においては、国際的な競争及び海外市場の変化が激しさを増しており、特に、世界と直結する事業を展開しているグローバル企業が立地する本県の経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため、今後、世界経済の構造変化への対応が一層求められる。また、国内においては、人口減少社会が到来し、今後、事業の拡大だけでなく、少子高齢化及び地域の過疎化など人口減少社会における新たな社会的課題の解決への対応が一層求められる。
 今まさに、本県の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、伝統や技術を受け継ぎながら時代の変化に対応するという本県に根付く精神を以って、その機動性や地域性を発揮し、新たな事業展開に果敢に取り組んでいくことが必要である。
 県は、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業・小規模企業の新たな価値の創造や挑戦を促進するため、特に小規模企業に配慮しつつ、人材の育成、資金供給の円滑化、創業及び第二創業の促進、事業承継の促進、さらに海外への進出及び連携など中小企業・小規模企業の特性に応じた支援を行うことで、中小企業・小規模企業の意欲を引き出す必要がある。また、中小企業・小規模企業の振興にあたっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく。
 本県の中小企業・小規模企業の振興を通じて、本県の中小企業・小規模企業がその特色を活かしながら時代の変化に対応していくことは、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上のみならず、日本全体をけん引していくことにつながる。このことを県民全体で共有し、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置付け、時代の変化への対応に必要な支援を迅速かつ的確に実施していくためにこの条例を制定する。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
2段落目にある「伝統や技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神」の視点を、4段落目にも加えていただきたい。	条文に反映	4段落目に「『伝統や技術を受け継ぎながら』時代の変化に対応するという本県に根付く精神」を記述。
中間案であった「中長期の持続可能」のような表現については、最終案でも生かしていただきたい。	条文に反映	「地域社会の形成及び維持」に、「持続的な」を追加し、「地域社会の持続的な形成及び維持」と修正。
各条はすべて「中小企業」という表現になっており、小規模企業を含むのか含まないのか誤解を招かないよう分かりやすい表現にしていきたい。	条文に反映	条例の名称、各条文の「中小企業」という表現を、「中小企業・小規模企業」に改めるとともに、第2条の定義では、「中小企業」と「小規模企業」を分けて整理し規定。
「本県経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため」とあるが、理由が書かれておらず誤解を招くおそれがあるため、表現の見直しが必要ではないか。	条文に反映	「世界と直結する事業を展開しているグローバル企業が立地する」を追加。
時代の変化への対応に必要な支援を講じることを条例制定の意義に加えてはどうか。	条文に反映	「時代の変化への対応に必要な支援を迅速かつ的確に実施していくため」を、条例制定の意義に追加。

2 目的

最終素案

(目的)
第1条 この条例は、中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、中小企業者の努力、市町、中小企業に関する団体等の役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって中小企業が経済的社会的環境の変化に対応し、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

↓※下線部分は、最終素案から修正した箇所

最終案

(目的)
第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、中小企業・小規模企業の努力及び市町、中小企業・小規模企業に関する団体等の役割を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって中小企業・小規模企業が経済的社会的環境の変化に対応し、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

* 前文の修正を踏まえた反映（「中小企業」を「中小企業・小規模企業」に修正）

定義

(定義)
 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 一 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者で、本県に主たる事務所又は事業所を有する者をいう。
 二 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、本県に主たる事務所又は事業所を有する者をいう。
 三 中小企業に関する団体 商工会法（昭和35年法律第89号）第3条に規定する商工会及び商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）第6条に規定する商工会議所、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第70条に規定する都道府県中小企業団体中央会、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条に規定する中小企業支援機関、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第1条に規定する信用保証協会等中小企業の振興を目的とする団体をいう。
 四 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。
 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

↓※下線部分は、最終素案から修正した箇所

(中小企業・小規模企業の範囲及び用語の定義)
 第2条 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする中小企業は、おおむね次の各号に掲げる本県に主たる事務所又は事業所を有する者（次項に規定する「小規模企業」を除く。）で、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。
 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。
 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
 三 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。
 四 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
 2 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする小規模企業は、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の本県に主たる事務所又は事業所を有する者で、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。
 3 この条例において「中小企業・小規模企業に関する団体」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）第3条に規定する商工会及び第55条の2に規定する商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）第6条に規定する商工会議所、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第70条に規定する都道府県中小企業団体中央会、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条の規定により指定された特定支援事業を行う者、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第1条に規定する信用保証協会等中小企業・小規模企業の振興を目的とする団体をいう。
 4 この条例において「教育機関」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
「中小企業者」と「小規模企業者」の定義があるが、中小企業者の中に小規模企業者が含まれるのか不明確なため、わかりやすい表現にしていきたい。	条文に反映	「中小企業」という表現を、「中小企業・小規模企業」に改めるとともに、第2条の定義では、「中小企業」と「小規模企業」を分けて整理し規定。

3 基本理念

(基本理念)

- 第3条 中小企業の振興は、中小企業者が経済的社会的環境の変化に対応して、経営の向上に対する主体的な努力を促進することを旨としなければならない。
- 2 中小企業の振興は、地域の雇用を促進し、地域社会の形成及び維持に寄与している中小企業の果たす役割の重要性に鑑みなければならない。
- 3 中小企業の振興は、経営資源の確保が困難である小規模企業者について、その経営の規模及び形態を勘案して、きめ細かく支援することを旨としなければならない。
- 4 中小企業の振興は、県、国、市町、中小企業者、中小企業に関する団体、教育機関、金融機関（本県に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。次条第2項及び第10条において同じ。）、大企業者（中小企業者以外の者であって、本県に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。次条第2項及び第11条において同じ。）及び県民が相互に連携し、並びに協力して推進されなければならない。

↓※下線部分は、最終素案から修正した箇所

(基本理念)

- 第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が経済的社会的環境の変化に対応して、経営の向上に対する主体的な努力を促進することを旨としなければならない。
- 2 中小企業・小規模企業の振興は、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑みなければならない。
- 3 中小企業・小規模企業の振興は、経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第20条において同じ。）の確保が困難である小規模企業について、その経営の規模及び形態を勘案して、きめ細かく支援することを旨としなければならない。
- 4 中小企業・小規模企業の振興は、県、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関（本県に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。次条第2項及び第10条において同じ。）、大企業（中小企業・小規模企業以外の者であって、本県に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。次条第2項及び第11条において同じ。）及び県民が相互に連携し、並びに協力することを旨としなければならない。

* 前文の修正を踏まえた反映（「中小企業」を「中小企業・小規模企業」に修正。括弧書きで用語の定義を規定）。

4 責務等

(県の責務)

第4条 県は、基本理念にのっとり、地域の経済の実情を踏まえた継続的な振興を図るため、中小企業の振興に関する施策について策定し、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業者、中小企業に関する団体、教育機関、金融機関、大企業者及び県民と連携し、協力して取り組むものとする。

(中小企業者の主体的な努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、主体的に経営の向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業者は、事業活動を通じて、地域社会の形成及び維持に寄与するよう努めるものとする。

(市町の役割)

第6条 市町は、基本理念にのっとり、市町の地域の特性を活かして、国、県及び他の市町等と連携し、中小企業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

(中小企業者に関する団体の役割)

第7条 中小企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の安定及び向上の支援に積極的に取り組むとともに、中小企業の振興に関する施策の実施について、協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第8条 教育機関は、基本理念にのっとり、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(高等教育機関の役割)

第9条 高等教育機関(学校教育法第83条に規定する大学及び同法第115条に規定する高等専門学校をいう。第17条第1項及び第21条第2項において同じ。)は、基本理念にのっとり、中小企業者が行う研究開発及び人材の育成のための協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の円滑な資金の調達及び経営の支援その他の必要な協力を行うとともに、中小企業者に対する支援等を通じ、地域の経済及び社会への貢献につなげていくよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第11条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の形成及び維持に寄与している中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業と連携した事業機会の創出その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(県民の理解及び協力)

第12条 県民は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の形成及び維持に寄与している中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興が本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解するよう努めるとともに、国、県、市町等が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

↓※下線部分は、最終素案から修正した箇所

(県の責務)

第4条 県は、基本理念にのっとり、地域の経済の実情を踏まえた継続的な振興を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する施策について策定し、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
2 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関、大企業及び県民と連携し、協力して取り組むものとする。

(中小企業・小規模企業の主体的な努力)

第5条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、主体的に経営の向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するよう努めるものとする。

(市町の役割)

第6条 市町は、基本理念にのっとり、市町の地域の特性を活かして、国、県、他の市町等と連携し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業に関する団体の役割)

第7条 中小企業・小規模企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上の支援に積極的に取り組むとともに、国、県、市町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第8条 教育機関は、基本理念にのっとり、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(高等教育機関の役割)

第9条 高等教育機関（学校教育法第83条に規定する大学及び同法第115条に規定する高等専門学校をいう。第17条第1項及び第21条第2項において同じ。）は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発及び人材の育成のための協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の円滑な資金の調達及び経営の支援その他の必要な協力を行うとともに、中小企業・小規模企業に対する支援等を通じ、地域の経済及び社会への貢献につなげていくよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第11条 大企業は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業と連携した事業の機会の創出その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(県民の理解及び協力)

第12条 県民は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業の振興が本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解するよう努めるとともに、国、県、市町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

三重県中小・小規模企業振興条例【最終素案】にかかる主なご意見と最終案への対応状況

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
<p>第6条（市町の役割）で「市町の地域の特性を活かして」とあるが、以降のどの部分にかかっているのかわからないため、整理が必要ではないか。</p>	<p>—</p>	<p>「施策を実施する」にかかっています。なお、中小企業振興に当たって、国、県等との連携は重要であるが、まずは市町が特性を活かして主体的に取り組むことが必要のため、連携の前に「市町の地域の特性を活かして」と追加をお願いしたいとの市長会、町村会からの要望によるものです。</p>
<p>第11条（大企業の役割）、第12条（県民の理解及び協力）で、「基本理念にのっとり」と「・・・に鑑み」という表現があるが、基本理念の中で記載されており、重複する表現は必要ないのではないか。</p>	<p>条文に反映</p>	<p>「理解を深め協力する」と修正。</p>

5 ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興

最終素案

(ものづくり産業に携わる中小企業の振興)

第13条 県は、ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業活動を行う業種に係る産業をいう。）を営む中小企業者における高付加価値化（工業製品の付加価値を高めること）及び新たな工業製品及び商品開発の促進を図るとともに、中小企業者の新たな基盤技術並びに技能の習得を促進するため、技術開発、新しい分野への進出、設備導入の支援、同じ業種及び異なる業種との連携の促進その他の事業環境の整備に必要な措置を講ずるものとする。

↓※下線部分は、最終素案から修正した箇所

最終案

(ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興)

第13条 県は、ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業活動を行う業種に係る産業をいう。）に携わる中小企業・小規模企業における高付加価値化（工業製品の付加価値を高めることをいう。）及び新たな工業製品及び商品の開発の促進を図るとともに、中小企業・小規模企業の新たな基盤技術並びに技能の習得を促進するため、技術開発、新しい分野への進出、設備導入並びに同じ業種及び異なる業種との連携の促進の支援その他の事業環境の整備に必要な措置を講ずるものとする。

* 前文の修正を踏まえた反映（「中小企業」を「中小企業・小規模企業」に修正。その他法務文書課からの指摘による用語の修正によるもの（「産業を営む」→「産業に携わる」。「、」→「並びに」など）。

6 サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興、まちづくりによる地域の活性化

最終素案

(サービス産業に携わる中小企業の振興、まちづくり等による地域の活性化)
 第14条 県は、サービス産業を営む中小企業者を支援するため、生産性の向上及び顧客の需要を踏まえた事業の展開の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
 2 県は、商店街の支援を通じて、地域の特色を生かしたまちづくりを促進するため、商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。
 3 県は、伝統産業（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条により指定された本県の伝統的工芸品その他規則で定める品目に係る産業をいう。）及び地場産業（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第2条第2項に規定する地域産業資源に係る産業をいう。）を営む中小企業の振興を図るため、現代の生活様式に合わせた商品の開発並びに当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

↑※下線部分は、最終素案から修正した箇所

最終案

(サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興、まちづくりによる地域の活性化)
 第14条 県は、サービス産業に携わる中小企業・小規模企業を支援するため、生産性の向上及び顧客の需要を踏まえた事業の展開の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
 2 県は、商店街の支援を通じて、地域の特色を活かしたまちづくりを促進するため、商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。
 3 県は、伝統産業（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条により指定された本県の伝統的工芸品その他規則で定める品目に係る産業をいう。）及び地場産業（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第2条第2項に規定する地域産業資源に係る産業をいう。）に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、現代の生活様式に合わせた商品の開発並びに当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
伝統産業、地場産業が読み取りにくいので、検討願いたい。	条例に反映	条例の見出しに「伝統産業及び地場産業」を追加し、位置づけを明記。

7 小規模企業に対する支援

最終素案

(小規模企業者に対する支援)
 第15条 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業者に対するきめ細かな支援体制を構築するものとする。
 2 県は、地域の商工会、商工会議所等が実施する、小規模企業者の経営に関する相談及び指導を行う体制の充実並びに課題の解決に向けた取組に対して必要な施策を講ずるものとする。
 3 県は、小規模企業者等の連携による商品の開発及び販路の開拓、新たなサービスの創出に係る支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

↓※下線部分は、最終素案から修正した箇所

最終案

(小規模企業に対する支援)
 第15条 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業に対するきめ細かな支援体制を構築するものとする。
 2 県は、地域の商工会、商工会議所等が実施する、小規模企業の経営に関する相談及び指導を行う体制の充実並びに課題の解決に向けた取組に対して必要な施策を講ずるものとする。
 3 県は、小規模企業等の連携による商品の開発及び販路の開拓、新たなサービスの創出の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

主 な ご 意 見	対 応 状 況		
小規模企業者への支援は個別の条文として位置づけられているが、「再生支援」という概念をどこかに加えていただきたい。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: top;"> 制定の趣旨に反映 </td> <td style="vertical-align: top;"> 第16条（三重県経営向上計画の認定及び実行の支援）の「制定の趣旨」に、「事業の再生に向けた取組」を支援していくことを追記。 </td> </tr> </table>	制定の趣旨に反映	第16条（三重県経営向上計画の認定及び実行の支援）の「制定の趣旨」に、「事業の再生に向けた取組」を支援していくことを追記。
制定の趣旨に反映	第16条（三重県経営向上計画の認定及び実行の支援）の「制定の趣旨」に、「事業の再生に向けた取組」を支援していくことを追記。		

8 三重県経営向上計画の認定等

最終素案

第16条 中小企業者は、規則で定めるところにより、経営の向上に係る計画（次項において「三重県経営向上計画」という。）を作成し、これを知事に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。
 2 県は、中小企業者が前項の規定による認定を受けた三重県経営向上計画を着実に実行できるよう、当該中小企業者への資金の供給その他の必要な措置を講ずるものとする。
 3 第1項の規定による三重県経営向上計画の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る三重県経営向上計画を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。

↓※下線部分は、最終素案から修正した箇所

最終案

（三重県経営向上計画の認定等）
 第16条 中小企業・小規模企業は、規則で定めるところにより、経営の向上に係る計画（以下「三重県経営向上計画」という。）を作成し、これを知事に提出して、三重県経営向上計画が適当である旨の認定を受けることができる。
 2 三重県経営向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 一 申請企業の概要
 二 経営の向上に係る事業の内容
 三 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
 3 知事は、第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る三重県経営向上計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 一 三重県経営向上計画が経営の向上を確実に遂行するため適切なものであること。
 二 三重県経営向上計画が地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するものであること。
 三 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすものであること。
 4 県は、中小企業・小規模企業が前項の規定による認定を受けた三重県経営向上計画を着実に実行できるよう、当該中小企業・小規模企業へ資金が円滑に供給されるために必要な措置その他の必要な支援を講ずるものとする。
 5 第1項の規定による認定を受けた中小企業・小規模企業（以下認定中小企業・小規模企業という。）は、当該認定に係る三重県経営向上計画を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。
 6 知事は、認定中小企業・小規模企業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該認定を取り消すことができる。
 一 第16条第1項の認定に係る三重県経営向上計画（前項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。）に係る事業の中止又は廃止その他の事由により当該三重県経営向上計画に従って事業を行っていないとき。
 二 第2条第1項の中小企業及び同条第2項の小規模企業に該当しなくなったとき。
 7 前各項に定めるもののほか、三重県経営向上計画の認定等に関し必要な事項は、規則で定める。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
計画の名称に「向上」という言葉が使われているが、現場の状況は厳しく、攻めの姿勢ではなく「再生」という視点から、名称等について検討いただきたい。	制定の趣旨に反映	「制定の趣旨」に、この計画で支援していく内容として、「事業の再生に向けた取組」についても支援していくことを明記。

9 人材の育成及び確保

最終素案

第17条 県は、中小企業の経営者の育成を図るため、高等教育機関等との連携を通じて、経営者又は経営者を補佐する人材並びにこれから経営を行おうとしている者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。
 2 県は、中小企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、キャリアアップのための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。
 3 県は、中小企業が、女性、高齢者及び障がい者等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

↓※下線部分は、最終素案から修正した箇所

最終案

(人材の育成及び確保)
 第17条 県は、中小企業・小規模企業の経営者の育成を図るため、高等教育機関等との連携を通じて、経営者又は経営者を補佐する人材並びに経営を行おうとしている者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。
 2 県は、中小企業・小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、若者のキャリアアップ（これまで経験した職務等の能力を開発する機会を通じ、職業能力の向上が図られることをいう。）のための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。
 3 県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者及び障がい者等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
第3項に女性、高齢者等が入ったが、今後の人材育成の面からみると、若年層の県内定着も必要。	条文に反映	「キャリアアップの取組」の前に「若者」を追記し、若者のキャリアアップの取組に対する支援等を通じ、人材の定着につなげてまいりたいと考えています。

10 資金供給の円滑化

最終素案

(資金供給の円滑化)

第18条 県は、中小企業に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度の充実、信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

↓※下線部分は、最終素案から修正した箇所

最終案

(資金供給の円滑化)

第18条 県は、中小企業・小規模企業に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度の充実、信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

* 前文の修正を踏まえた反映（「中小企業」を「中小企業・小規模企業」に修正。）

11 創業及び第二創業の促進

最終素案

(創業及び第二創業の促進)
第19条 県は、中小企業の円滑な創業及び第二創業（既に事業を営んでいる中小企業が、先代から事業を引き継いだ場合等に事業の形態の転換又は新しい事業及び新しい分野に進出することをいう。）を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

↓※下線部分は、最終素案から修正した箇所

最終案

(創業及び第二創業の促進)
第19条 県は、中小企業・小規模企業の円滑な創業及び第二創業（既に事業を営んでいる中小企業・小規模企業が、先代から事業を引き継いだ場合等に事業の形態の転換又は新しい事業及び新しい分野に進出することをいう。）を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

* 前文の修正を踏まえた反映（「中小企業」を「中小企業・小規模企業」に修正。）

12 事業承継への支援

(事業承継への支援)

第20条 県は、中小企業に蓄積された経営資源が散逸することなく地域社会の形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援など円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

↓※下線部分は、最終素案から修正した箇所

(事業承継への支援)

第20条 県は、中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸することなく地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援等円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

* 前文の修正を踏まえた反映（「中小企業」を「中小企業・小規模企業」に、「地域社会の形成及び維持」を「地域社会の持続的な形成及び維持」に修正）。

13 販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進

最終素案

(新たな販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進)

第21条 県は、国内及び海外での市場の開拓に関する取組を行う中小企業者の販路の拡大を促進するため、中小企業同士等の連携、共同での販路の開拓の支援並びに県内及び県外での販売機会の充実について支援するとともに、国内及び海外の見本市、商談会等に出展する中小企業者への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業がその事業の基盤を本県に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における産学官の経済交流（中小企業者等、高等教育機関、県又は市町が、相互に経済交流を行うことをいう。）の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

↓※下線部分は、最終素案から修正した箇所

最終素案

(販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進)

第21条 県は、国内及び海外での市場の開拓に関する取組を行う中小企業・小規模企業の販路の拡大を促進するため、中小企業・小規模企業の連携、共同での販路の開拓の支援並びに県内及び県外において販売する機会の充実について支援するとともに、国内及び海外の見本市、商談会等に出展する中小企業・小規模企業への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業がその事業の基盤を本県に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における産学官の経済交流（中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、高等教育機関、県又は市町が、経済交流を行うことをいう。）の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

* 前文の修正を踏まえた反映（「中小企業」を「中小企業・小規模企業」に修正）。

14 情報の提供及び顕彰

最終素案

(情報発信及び顕彰)

第22条 県は、中小企業に関する情報の提供を図るため、中小企業が持つ魅力を発信するための支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、本県の産業の活性化に寄与した中小企業等の顕彰並びに公表に努めるものとする。

↓※下線部分は、最終素案から修正した箇所

最終素案

(情報の提供及び顕彰)

第22条 県は、中小企業・小規模企業が持つ魅力を周知するため、中小企業・小規模企業に関する情報の提供の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、本県の産業の活性化に寄与した中小企業・小規模企業の顕彰並びに公表に努めるものとする。

* 前文の修正を踏まえた反映（「中小企業」を「中小企業・小規模企業」に修正。また、「『情報の提供を図るため』、『魅力を発信するため』と、「ため」が重複していたことから、「魅力を周知するため」と修正）。

15 みえ中小企業振興推進協議会の設置

最終素案

(みえ中小企業振興推進協議会の設置等)

第23条 県は、中小企業の振興について、地域の事情に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとに「みえ中小企業振興推進協議会」の設置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業者、中小企業に関する団体、市町等に対する施策の広報及び施策の利便性の向上に努めるものとする。

↑※下線部分は、最終素案から修正した箇所

最終案

(みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置等)

第23条 県は、中小企業・小規模企業の振興について、地域の実情に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとにみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、市町等に対する施策の広報及び施策の利便性の向上に努めるものとする。

* 前文の修正を踏まえた反映（「中小企業」を「中小企業・小規模企業」に修正。）

16 財政上の措置

最終素案

(財政上の措置)
第24条 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

↓※下線部分は、最終素案から修正した箇所

最終案

(財政上の措置)
第24条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

* 前文の修正を踏まえた反映（「中小企業」を「中小企業・小規模企業」に修正）

17 附則

最終素案

規定なし

最終案

<p>(附則)</p> <p>1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。</p> <p>2 この条例の規定については、経済的社会的環境の変化及びこの条例の施行の状況を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p>
--

主 な ご 意 見	対 応 状 況	
<p>条例制定時に想定できなかった経済的社会的環境の変化などに対応していくため、条例の見直しに関する規定が必要ではないか。</p>	<p>条例に反映</p>	<p>条例の見直しに関する条項を第2項に追加。</p>